

# 金銭の振込先指定方式取扱規定

## (目的)

第1条 この規定は、お客様の当行における口座内のすべての投資信託受益権のお取引により当行がお客様に支払うこととなった金銭（以下「金銭」といいます。）を、お客様のあらかじめ指定する当行の預金口座（以下「指定預金口座」といいます。）に振込む場合の取り扱いを定め、以ってお客様と当行との受渡精算の円滑化を図ることを目的とするものです。

## (申込方法)

第2条 お客様は「投資信託振替決済口座設定申込書」に指定預金口座を記載することによってこの取引を申込むものとし、かつ当行が承諾した場合に限りこの方式を採用することが出来ます。

## (指定預金口座の取扱)

第3条 指定預金口座は当行の「投資信託振替決済口座」名義と同一としてください。

## (指定預金口座の確認)

第4条 当行は前条により預金口座の指定があったときは、速やかに「指定預金口座ご確認のお願い」を送付しますから、記載内容を充分ご確認ください。万一記載内容に相違があるときは速やかに当行にお申出ください。

2 上記1項の「指定預金口座ご確認のお願い」を当行が送付後1週間は振込請求をうけましても、指定預金口座への金銭の振込はできないことがあります。

## (指定預金口座の変更)

第5条 指定預金口座を変更されるときは、当行所定の用紙によって届出いただきます。

2 変更申込み後の取扱いは前記に準じて行うものとします。

## (金銭の受渡精算方法の指示)

第6条 金銭の受渡精算方法については、原則この規定にもとづく振込といたします。

## (受入書類等)

第7条 前条にもとづき振込を行う場合には、その都度の受領書の受入は不要といたします。

## (振込金額等の確認)

第8条 当行は原則として、金銭を指定預金口座へ振込んだ場合には、報告書等に振込金額等を記載して送付しますのでその内容をご確認ください。

(手数料)

第9条 振込にかかる手数料は当行にて負担いたします。

(免責)

第10条 当行は、次に掲げる損害はその責を負いません。

- ① 当行が金銭を指定預金口座へ振込んだ後に発生した損害
- ② 災害、事変その他の不可抗力により指定預金口座への振込が遅延または不能となったことにより生じた損害

(この規定の変更)

第11条 この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。

- 2 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。
- 3 前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

(解除)

第12条 本取決めはお客様と当行のいずれか一方の申し出により解除することができます。

以 上